

山梨県公報

号外第六十一号

平成十六年

十二月二十八日

火 曜 日

目 次

その他
山梨県地方労働委員会運営規程の一部を改正する訓令
公印の制定.....

そ の 他

山梨県地方労働委員会訓令第二号

地方労働委員会事務局

山梨県地方労働委員会運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年十二月二十八日

山梨県地方労働委員会

会 長 渡 辺 和 廣

山梨県地方労働委員会運営規程の一部を改正する訓令

山梨県地方労働委員会運営規程(平成十二年山梨県地方労働委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県労働委員会運営規程

第一条中「山梨県地方労働委員会」を「山梨県労働委員会」に改める。

第九条第二項中「山梨県地方労働委員会告示」を「山梨県労働委員会告示」に、「山梨県地方労働委員会訓令」を「山梨県労働委員会訓令」に改める。

別表第一の一の項を次のように改める。

- 一 労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)に基づく次の事項
 - 1 第二条第二項の規定による労働組合に対する証明書の交付に関する事
 - 2 第二十八条の二第一項の規定による和解調書の正本の送達に関する事
 - 3 第二十八条の三第一項の規定による公示送達に関する事
 - 4 第二十八条の四の規定による和解調書の正本の交付に関する事
- 同表四の項5中「決定書」を「資格審査決定書」に、「証明書」を「資格証明書」に

改め、同項14中「第三十五条第三項」を「第三十四条第三項」に改め、同項15中「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同項16中「第三十七条第一項」を「第四十一条の二第一項」に改め、同項17中「第三十七条第四項」を「第四十一条の二第四項」に、「証人」を「関係人」に改め、同項18中「第三十九条第一項」を「第四十一条の六第一項」に改め、同項19中「第四十条第四項」を「第四十一条の七第四項」に改め、同項20中「第四十条第八項」を「第四十一条の十一」に改める。

同表四の項29中「第三十七条第一項、第三十九条第一項並びに第四十条第四項及び第八項」を「第四十一条の二第一項、第四十一条の六第一項並びに第四十一条の七第四項及び第四十一条の十一」に改め、同項40を同項43とし、同項30から同項39までを三号ずつ繰り下げ、同項29を同項32に改める。

同表四の項28を同項31とし、同項31の前に次のように加える。

30 第五十条の二第二項の規定による審査の実施状況の公表に関する事。

同表四の項27を同項29とし、同項23から同項26までを二号ずつ繰り下げ、同項25の前に次のように加える。

24 第四十五条の二第四項の規定による当事者に対する通知に関する事。

同表四の項22を同項23とし、同項21を同項22とし、同項20の次に次のように加える。

21 第四十一条の二十第三項の規定による中労委に対する審査申立書の送付に関する事。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第十一条関係)

名 称	ひ な 形	字 体	寸 寸	法
山梨県労働委員会印	山 梨 県 労 働 委 員 会 印	てん書	三十三ミリメートル平方	
山梨県労働委員会長印	山 梨 県 労 働 委 員 会 長 印	てん書	二十四ミリメートル平方	

山梨県労働委員会 会事務局長印	委員委員長印	山梨県労働委員会 事務局長印	委員委員長印
てん書	てん書	てん書	てん書
二十四ミリメートル平方	二十四ミリメートル平方	二十四ミリメートル平方	二十四ミリメートル平方

附則
この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

山梨県地方労働委員会告示第一号

山梨県地方労働委員会運営規程（平成十二年山梨県地方労働委員会訓令第一号）に基づき、次の各号に掲げる公印を当該各号のとおり制定し、平成十七年一月一日からその使用を開始する。

平成十六年十二月二十八日

山梨県地方労働委員会
会長 渡 辺 和 廣

一 山梨県労働委員会印
印影



二 山梨県労働委員会会長印
印影



三 山梨県労働委員会事務局長印
印影

